

真駒内駅前地区まちづくり検討委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 本委員会は、「(仮称)真駒内駅前地区まちづくり計画」(以下、「まちづくり計画」という。)の策定に向けて、真駒内駅前地区のまちづくりについて、学識経験者等との意見交換(懇話会)を目的として設置する。

(所掌事務)

第2条 まちづくり計画の策定に向けて、まちづくりの基本方針、交通結節機能、公共施設の配置計画等について、意見交換を行う。

(組織)

第3条

- 1 委員は、地域コミュニティ・都市計画・交通に係る学識経験者及び交通・観光・住宅団地に係る業界団体、民間企業並びに行政機関等から市長が委嘱するものとする。
- 2 委員会に委員長1名を置き、委員の互選により、これを定める。
- 3 委員長は委員会を総括する。
- 4 委員長が不在のときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員会は、必要に応じて臨時委員を置くことができる。
- 6 臨時委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 7 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれるものとする。

(任期)

第4条 委員を委嘱した日から令和5年3月31日までとする。

(委員会)

第5条

- 1 委員会は原則として公開とする。
- 2 委員会の内容については、議事録を作成の上、公開する。
- 3 委員会は、任期内に5回程度開催する。

(事務局)

第6条

委員会の事務局は札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課が行う。

(謝礼)

第7条

- 1 委員会に出席した委員の謝礼については、札幌市特別職の職員の給与に関する条例第1条第3号に定める「その他付属機関の委員」の報酬日額に準じるものとする。
- 2 委員本人から謝礼を辞退する旨の申し出がある場合は、支給しないものとする。

(その他)

第8条

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は委員の協議により定める。

附 則

この要綱は平成30年11月1日から施行する。

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

この要綱は令和4年4月1日から施行する。